

建設工事に係る最低制限価格の見直しについて

令和4年6月15日以後に指名の通知又は入札の公告を行う建設工事に係る入札から、最低制限価格の算入率を次のとおり見直しました。

<見直しの内容>

○最低制限価格の改正

改正前	
①直接工事費	97%
②共通仮設費	90%
③現場管理費	90%
④一般管理費等	55%
合計額＝最低制限価格	
※合計額が予定価格の7.5/10に満たない場合は7.5/10の額を、9.2/10を超える場合は9.2/10を最低制限価格とする。	



改正後	
①直接工事費	97%
②共通仮設費	90%
③現場管理費	90%
④一般管理費等	68%
合計額＝最低制限価格	
※合計額が予定価格の7.5/10に満たない場合は7.5/10の額を、9.2/10を超える場合は9.2/10を最低制限価格とする。	

<問合せ先>

富山県土木部管理課入札・契約係
TEL 076-444-3309